

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)

定期 第 397 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三八〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横 浜 市 中 区 日 本 大 道 一  
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課  
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一

印刷  
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七  
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社  
電 話 横 浜 (〇 四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

目次	ページ	
<b>〇告示</b>		
県税の収納事務の委託(総務・税務指導課)	173	災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除(4件)(県土整備・砂防課)
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(環境農政・水源環境保全課)	173	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(4件)(県土整備・砂防課)
家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等の実施命令(環境農政・畜産課)	174	<b>〇選挙管理委員会告示</b>
救急病院等の認定の一部改正(健康医療・医療課)	174	公職選挙法による指定施設の指定取消しの報告
都市計画事業の事業計画の変更認可(10件)(県土整備・都市計画課)	175	<b>〇公告</b>
道路の供用開始(4件)(県土整備・道路管理課)	177	都市計画の図書の写しの縦覧(2件)(県土整備・都市計画課)
車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定(県土整備・道路管理課)	178	土地区画整理組合から退任した理事の氏名等の届出(県土整備・都市整備課)
急傾斜地崩壊危険区域の指定(4件)(県土整備・砂防課)	178	開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂		開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)
		開発行為に関する工事の完了(県西土木事務所)

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第146号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 委託を受けた者

(1) 岐阜県岐阜市日置江1-58

株式会社電算システム

(2) 東京都千代田区永田町2-11の1

株式会社NTTドコモ

#### 2 委託に係る県税の税目

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第3項に規定する個人の事業税

(2) 地方税法第4条第2項第4号に規定する不動産取得税

(3) 地方税法第145条第2号に規定する自動車税の種別割(令和元年9月30日以前に納税義務が発生した者に課された自動車税を含む。)

(4) (1)から(3)までの県税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する延滞金

#### 3 委託の期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

### 神奈川県告示第147号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区名倉宇雨乞塚2,737の1(次の図に示す部分に限る。)

#### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第148号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 解除予定保安林の所在場所

この公報は再生紙を使用しています

厚木市中荻野字七夕1,548の8 (国有林)  
 2 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備  
 3 解除の理由  
 指定期限の消滅

神奈川県告示第149号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第30条の規定により、  
 次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的  
家きんの高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 実施する区域  
県内の家きんの飼養施設及びその周辺の区域であって、家畜保健衛生所長が必要と認めた区域
- 3 実施の期日  
令和5年4月1日から同年5月7日まで
- 4 消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別  
消毒方法
- 5 実施方法  
家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) 別表第3の消毒方法による。
- 6 その他  
消毒方法の種類その他消毒方法の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第150号

救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表聖隷横浜病院の項から神奈川県立足柄上病院の項までを削り、同表に次のように加える。

佐々木病院	横浜市鶴見区下末吉1-13の8	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
大口東総合病院	横浜市神奈川区入江2-19の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団のう救急会脳神経外科東横浜病院	横浜市神奈川区羽沢町888	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7の3	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人博生会本牧病院	横浜市中区本牧三之谷11の5	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人佐藤病院	横浜市南区南太田1-10の3	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2の10	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
聖隷横浜病院	横浜市保土ヶ谷区岩井町215	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

横浜鶴ヶ峰病院	横浜市旭区川島町1,764	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	横浜市旭区若葉台4-20の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団協友会金沢文庫病院	横浜市金沢区釜利谷東2-6の22	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団景翠会金沢病院	横浜市金沢区泥亀2-8の3	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会若草病院	横浜市金沢区平湯町12の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
菊名記念病院	横浜市港北区菊名4-4の27	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団武蔵野会牧野記念病院	横浜市緑区鴨居2-21の11	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
一般社団法人日本厚生団長津田厚生総合病院	横浜市緑区長津田4-23の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団明芳会横浜新都市脳神経外科病院	横浜市青葉区荏田町433	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団一成会たちばな台病院	横浜市青葉区たちばな台2-2の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第1病院	横浜市戸塚区戸塚町116	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	横浜市栄区桂町132	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
川崎医療生活協同組合川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1の5	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1の15	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13の13	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1の50	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団慶友会第一病院	川崎市川崎区元木2-7の2	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2の5	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団悠悠会島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29の10	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団輔仁会片倉病院	川崎市高津区新作4-11の16	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16の7	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団亮友会福住医院	川崎市高津区末長3-12の3	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
医療法人社団総生会麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
丘整形外科病院	相模原市南区新磯野2-7の10	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
独立行政法人国立病院機構相模原病院	相模原市南区桜台18の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院	相模原市中央区淵野辺1-2の30	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
山瀬整形外科	相模原市緑区橋本5-10の26	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
社会福祉法人日本医療伝道会総合病院衣笠病院	横須賀市小矢部2-23の1	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

社会福祉法人湘南福祉協会総合病院湘南病院	横須賀市鷹取 1-1 の 1	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3 の 2	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
藤沢脳神経外科病院	藤沢市片瀬 2-15 の 36	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
一般財団法人同友会藤沢湘南台病院	藤沢市高倉 2, 345	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人徳洲会山内病院	藤沢市南藤沢 4 の 6	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	平塚市追分 9 の 11	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
大船中央病院	鎌倉市大船 6-2 の 24	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人徳洲会清川病院	鎌倉市小町 2-13 の 7	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
鎌倉ヒロ病院	鎌倉市材木座 1-7 の 22	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
西湘病院	小田原市扇町 1-16 の 35	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人社団帰陽会丹羽病院	小田原市荻窪 406	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人社団三暉会永井病院	小田原市鴨宮 219 の 5	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
小田原市立病院	小田原市久野 46	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人尽誠会山近記念総合病院	小田原市小八幡 3-19 の 14	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人小林病院	小田原市栄町 1-14 の 18	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人同愛会小澤病院	小田原市本町 1-1 の 17	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人社団綾和会間中病院	小田原市本町 4-1 の 26	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人邦友会小田原循環器病院	小田原市矢作 296 の 1	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
独立行政法人国立病院機構神奈川病院	秦野市落合 666 の 1	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人杏林会八木病院	秦野市本町 1-3 の 1	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人仁愛会近藤病院	厚木市東町 3 の 3	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	海老名市河原口 1, 320	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人社団昌栄会相武台病院	座間市相武台 1-9 の 7	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
葉梨整形外科	海老名市柏ヶ谷 719 の 4	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
社会医療法人三栄会中央林間病院	大和市中央林間 4-14 の 18	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
大和市立病院	大和市深見西 8-3 の 6	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
大和成和病院	大和市南林間 9-8 の 2	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
医療法人社団柏綾会綾瀬厚生病院	綾瀬市深谷中 1-4 の 16	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
大内病院	南足柄市中沼 594 の 1	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866 の 1	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで

**神奈川県告示第151号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和2年神奈川県告示第115号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業 3・3・16号桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）
- 3 事業施行期間  
平成 7 年 7 月 14 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
横浜市戸塚区上倉田町字表、字表ノ前、字三本松、字西見谷、字八幡谷及び字堀内並びに戸塚町字二ノ区、字三ノ区、字四ノ区、字四丁目及び字五丁目地内
  - (2) 使用の部分  
横浜市戸塚区上倉田町字表ノ前及び字三本松並びに戸塚町字二ノ区及び字三ノ区地内

**神奈川県告示第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成31年神奈川県告示第133号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
川崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 川崎都市計画道路事業 3・3・6号東京丸子横浜線
  - (2) 同 3・4・3号鹿島田菅線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間  
平成11年 1 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
川崎市中原区新丸子東 2 丁目、新丸子東 3 丁目、中丸子、市ノ坪、今井南町及び木月住吉町地内
  - (2) 使用の部分  
川崎市中原区新丸子東 3 丁目地内

**神奈川県告示第153号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成31年神奈川県告示第134号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
川崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
川崎都市計画道路事業 3・4・4号世田谷町田線
- 3 事業施行期間  
平成2年2月16日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
川崎市多摩区登戸新町並びに登戸字丙耕地、字巳耕地、字戊耕地及び字丁耕地地内
  - (2) 使用の部分  
川崎市多摩区登戸字巳耕地地内

**神奈川県告示第154号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年神奈川県告示第176号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
川崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
川崎都市計画緑地事業第1号生田緑地
- 3 事業施行期間  
昭和29年5月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
川崎市宮前区初山1丁目並びに多摩区東生田2丁目、東生田3丁目、東生田4丁目、枳形6丁目、枳形7丁目、長尾2丁目及び東三田2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第155号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成30年神奈川県告示第152号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
川崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
川崎都市計画緑地事業第9号菅生緑地
- 3 事業施行期間  
平成4年11月10日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

川崎市宮前区水沢1丁目及び水沢2丁目地内

- (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第156号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年神奈川県告示第179号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
川崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
川崎都市計画墓園事業第2号早野聖地公園
- 3 事業施行期間  
昭和46年12月9日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
川崎市麻生区早野字上ノ原、字梅ヶ谷、字長沢田、字中ノ谷、字矢崎前及び字広地地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第157号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年神奈川県告示第211号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
相模原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
相模原都市計画道路事業 3・3・3号相模原町田線
- 3 事業施行期間  
平成28年4月12日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
相模原市南区当麻字原当麻及び下溝字溝開戸地内
  - (2) 使用の部分  
相模原市南区下溝字溝開戸地内

**神奈川県告示第158号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和4年神奈川県告示第61号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
相模原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
相模原都市計画下水道事業第 1 号公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和42年 8 月19日から令和 6 年 3 月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
相模原市中央区横山五丁目、陽光台一丁目及び上溝字甲六号地内  
同 南区大野台八丁目、相模台一丁目、相模台二丁目、双葉二丁目、東大沼四丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、御園四丁目、御園五丁目、南台三丁目、南台五丁目、桜台及び相南三丁目地内  
同 緑区川尻字山野及び字横山地内
- (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第159号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、平成30年神奈川県告示第196号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 3 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
厚木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
厚木都市計画道路事業 3・4・8 号本厚木下津古久線
- 3 事業施行期間  
平成25年 9 月17日から令和10年 3 月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
厚木市酒井字上反町及び字新宿、愛甲東三丁目、愛甲字扱免並びに下津古久字竹屋敷及び字鎌田地内
- (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第160号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、平成29年神奈川県告示第127号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 3 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
葉山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
葉山都市計画下水道事業第 1 号公共下水道
- 3 事業施行期間

平成 4 年 2 月28日から令和 8 年 3 月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
三浦郡葉山町長柄字南郷、字上ノ山、字松久保、字芳ヶ久保、字下小路及び字川向、堀内字葉山及び字森戸並びに一色字真名瀬地内
- (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第161号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和 5 年 3 月31日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道田谷藤沢
- 2 供用開始の区間  
藤沢市川名字通町752番 1 から  
同 字仲丸921番 3 まで
- 3 供用開始の日  
令和 5 年 3 月31日

**神奈川県告示第162号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、令和 5 年 3 月31日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道伊勢原津久井
- 2 供用開始の区間  
愛甲郡清川村煤ヶ谷字古在家2, 702番 2 地先から  
同 字柿ノ木平2, 918番 2 地先まで
- 3 供用開始の日  
令和 5 年 3 月31日

**神奈川県告示第163号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 5 年 3 月31日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道町田厚木

2 供用開始の区間

海老名市上郷字堂場前382番 2 地先から

同 388番 2 地先まで

3 供用開始の日

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道相模原茅ヶ崎

2 供用開始の区間

海老名市上郷字堂場前382番 2 地先から

同 388番 2 地先まで

3 供用開始の日

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県告示第165号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 路線名及び道路の区間

路 線 名	区 間
県道平塚秦野	平塚市撫子原20番 3 から 中郡大磯町高麗三丁目87番 1 まで
県道伊勢原藤沢	高座郡寒川町田端2, 033番 1 地先から 同 一之宮二丁目1, 398番 3 地先まで
県道相模原茅ヶ崎	高座郡寒川町倉見682番 2 から 同 一之宮二丁目1, 398番 3 地先まで

2 指定する期日

令和 5 年 4 月 1 日

神奈川県告示第166号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

沼間 2 丁目 D 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 5 号までを順次結んだ線、標柱第 5 号と第 6 号を逗子市道沼間270号に沿って結んだ線、標柱第 6 号と第 7 号を結んだ線、標柱第 7 号と第 8 号を逗子市沼間二丁目1, 519番24の境界線に沿って結んだ線、標柱第 8 号と第 9 号を結んだ線及び標柱第 9 号と第 1 号を逗子市道沼間39号及び沼間277号に沿って結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標 柱 番 号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	逗子市沼間二丁目1, 519番23地先
第 2 号	同 1, 519番27
第 3 号	同
第 4 号	同
第 5 号	同 1, 545番 9
第 6 号	同 1, 519番25
第 7 号	同 1, 519番24
第 8 号	同
第 9 号	同 1, 523番 1 地先

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

沼間 6 丁目 A 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 5 号までを順次結んだ線及び標柱第 5 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標 柱 番 号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	逗子市沼間六丁目1, 087番11
第 2 号	同 1, 091番10

第 3 号	同	1,091番4
第 4 号	同	
第 5 号	同	1,087番13

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第168号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

大谷北4丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第4号までを順次結んだ線及び標柱第4号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	海老名市大谷北四丁目4,355番
第 2 号	同 4,370番1
第 3 号	同 4,367番1
第 4 号	同 4,357番5

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて

**神奈川県告示第170号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片岡1	平塚市片岡のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片岡1	平塚市片岡のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第171号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂

一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第169号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

日向地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第7号までを順次結んだ線及び標柱第7号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	愛甲郡愛川町半原字日向5,521番5地先
第 2 号	同 5,521番5
第 3 号	同 5,521番2
第 4 号	同 5,530番1
第 5 号	同 5,530番6
第 6 号	同 5,536番イ
第 7 号	同 5,521番2

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。)

災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
千代 1	小田原市千代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	千代 1	小田原市千代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて一般の縦覧に供する。

**神奈川県告示第172号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
池子 3 丁目 3	逗子市池子 3 丁目及び池子 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	池子 3 丁目 3	逗子市池子 3 丁目及び池子 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小坪 3 丁目 1	逗子市小坪 3 丁目及び小坪 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小坪 3 丁目 1	逗子市小坪 3 丁目及び小坪 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桜山 9 丁目 3	逗子市桜山 9 丁目及び三浦郡葉山町堀内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	桜山 9 丁目 3	逗子市桜山 9 丁目及び三浦郡葉山町堀内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久木 4 丁目 1	逗子市久木 4 丁目、久木 9 丁目、小坪 1 丁目及び小坪 7 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	久木 4 丁目 1	逗子市久木 4 丁目、久木 9 丁目、小坪 1 丁目及び小坪 7 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

**神奈川県告示第173号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桜山 7 丁目 1	逗子市桜山 7 丁目及び桜山 6 丁目並びに三浦郡葉山町長柄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	桜山 7 丁目 1	逗子市桜山 7 丁目及び桜山 6 丁目並びに三浦郡葉山町長柄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

**神奈川県告示第174号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定に



より、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片岡 1	平塚市片岡のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片岡 1	平塚市片岡のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第175号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
千代 1	小田原市千代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	千代 1	小田原市千代のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第176号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
池子 3 丁目 3	逗子市池子三丁目及び池子二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	池子 3 丁目 3	逗子市池子三丁目及び池子二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小坪 3 丁目 1	逗子市小坪三丁目及び小坪四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小坪 3 丁目 1	逗子市小坪三丁目及び小坪四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桜山 9 丁目 3	逗子市桜山九丁目及び三浦郡葉山町堀内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	桜山 9 丁目 3	逗子市桜山九丁目及び三浦郡葉山町堀内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久木 4 丁目 1	逗子市久木四丁目、久木九丁目、小坪一丁目及び小坪七丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	久木 4 丁目 1	逗子市久木四丁目、久木九丁目、小坪一丁目及び小坪七丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第177号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桜山 7 丁目 1	逗子市桜山七丁目及び桜山六丁目並びに三浦郡葉山町長柄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	桜山 7 丁目 1	逗子市桜山七丁目及び桜山六丁目並びに三浦郡葉山町長柄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

### 選挙管理委員会告示

#### 神奈川県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により指定した次の施設の指定を取り消した旨、川崎市選挙管理委員会から報告があった。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 保 阪 努

施設の名称	所在地	指定取消年月日
川崎市立労働会館	川崎市川崎区富士見 2-5 の 2	令和 5 年 3 月 23 日

### 公 告

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により藤沢市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称  
藤沢都市計画景観地区江の島景観地区
- 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により藤沢市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称  
藤沢都市計画臨港地区湘南港臨港地区
- 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

土地区画整理法第29条第1項の規定により、寒川町田端西地区土地区画整理組合から、次のとおり退任した理事の氏名及び住所

の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した理事

氏 名	住 所
楠 谷 稔	高座郡寒川町田端807番地

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 31 日

神奈川県平塚土木事務所長 藤 崎 伸 二 郎

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市石田字西ノ前854の3ほか13筆
開発区域の面積	1,701.90平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市東伏見3-6の19
開発許可を受けた者の氏名	タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
開発許可年月日及び許可番号	令和4年10月26日 神奈川県指令平土第610058号

2

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町倉見2,344の3の一部及び2,344の12ほか6筆
開発区域の面積	545.03平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市中央1-14の36
開発許可を受けた者の氏名	株式会社秀建 代表取締役 倉田 正和
開発許可年月日及び許可番号	令和5年1月5日 神奈川県指令平土第610079号

3

開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町大磯字北下町1,650の1
----------------	--------------------

開発区域の面積	780.19平方メートル	開発許可を受けた者の氏名	株式会社犬童工務店 代表取締役 犬童 久人
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市東伏見3-6の19	開発許可年月日及び許可番号	令和4年11月2日 神奈川県指令西土第610030号
開発許可を受けた者の氏名	タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕		
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和4年7月26日 神奈川県指令平土第610027号 (令和4年10月14日 神奈川県指令平土第610054号)		
<p>都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>令和5年3月31日</p> <p>神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳</p>			
開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市小園字稲荷谷1,450の12ほか12筆		
開発区域の面積	899.52平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	大和市中央3-4の28		
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グリーンハウジング 代表取締役 松下 恒平		
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和4年10月28日 神奈川県指令厚土東第610073号 (令和5年2月2日 神奈川県指令厚土東第610090号) (令和5年3月6日 神奈川県指令厚土東第610104号)		
<p>都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>令和5年3月31日</p> <p>神奈川県西土木事務所長 福 島 温</p>			
1			
開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字坊村向1,740の1ほか7筆及び1,740の10の一部		
開発区域の面積	959.33平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	相模原市中央区富士見2-8の8		
開発許可を受けた者の氏名	住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽 秀朗		
開発許可年月日及び許可番号	令和4年10月21日 神奈川県指令西土第610028号		
2			
開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字河原841の3ほか4筆		
開発区域の面積	753.98平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	小田原市千代11の2		